

令和7年度の公定価格について

令和7年4月 こども・子育て支援課保育係

1 制度改正について（令和7年4月～）

- ・ 制度全体としては、大きな改正はありません。

2 公定価格の改正について（令和7年4月～）

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（令和7年こども家庭庁告示第4号）が令和7年4月1日に公布されたことにより、単価表の改定がされました。

3 その他

- ・ I～Ⅲの3種類あった処遇改善等加算が一本化されるとともに、配分ルールの一統化、柔軟化や賃金改善の確認方法の見直しが実施されました。
- ・ 「1歳児配置改善加算」が創設されました。
- ・ 定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分が細分化されました。
- ・ 定員超過減算の要件として5年間としていた期間が2年間に見直されました。

処遇改善等加算について

1 制度改正について（令和7年4月～）

従来の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは「処遇改善等加算」として一本化（次の3区分による構成と）されました。

① 区分1「基礎分」

職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用

② 区分2「賃金改善分」

職員の賃金の改善に要する費用

③ 区分3「賃金改善分」

職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善に要する費用

各区分の要件その他加算に係る詳細は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号）のとおり

2 審査開始時期について

- ・ 例年どおり8～9月頃に取りまとめを依頼する予定です。
- ・ 必要に応じて区分3の要件（うち研修修了要件）の確認のみ先行して実施します。